

◎新潟県告示第1193号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成24年10月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名 称 新潟手の外科研究所病院
- 2 所 在 地 北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地
- 3 有効期間 平成24年10月2日から
平成27年10月1日まで